

区域計画の変更の認定申請書

令和 8 年 月 日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和 8 年 6 月 10 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」に 1 事業追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 8 年 9 月 8 日
関西圏国家戦略特別区域会議

1 [略]

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
[(1) ～ (25) 略]

- (26) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業
内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援
(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

[①、② 略]

- ③ 造船業の国際競争力強化及び産業拠点形成に資する、次世代燃料船対応型燃料供給装置の開発並びに生産拠点整備事業
株式会社サンフレムが、アンモニア等の次世代燃料に対応した燃料供給バルブユニットの研究開発及び事業化に向けた拠点を整備する、新技術の研究開発、新商品の生産及び雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 号チに該当するもの）を行うことにより、造船関連分野における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

[3、4 略]

新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正後	改正前
1 [略] 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 [(1) ～ (25) 略] (26) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業) [①、② 略] <u>③ 造船業の国際競争力強化及び産業拠点形成に資する、次世代燃料船対応型燃料供給装置の開発並びに生産拠点整備事業</u> <u>株式会社サンフレムが、アンモニア等の次世代燃料に対応した燃料供給バルブユニットの研究開発及び事業化に向けた拠点を整備する、新技術の研究開発、新商品の生産及び雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、造船関連分野における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。</u> [3、4 略]	1 [同左] 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 [(1) ～ (25) 同左] (26) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業) [①、② 同左] [加える。] [3、4 同左]